# 建設常任委員会記録

令和3年6月21日(月)於 前川新館4階会議室

開会 午前10時00分

散 会 午前10時08分

# 〇出 席 委 員(6名)

6番 蛯 名 正 樹 委員 10番 野 村 太 郎 委員 14番 松 橋 武 史 委員 16番 小田桐 慶 二 委員 18番 石 岡 千鶴子 委員 26番 田 中 元 委員

#### 〇出 席 理 事 者(2名)

上下水道部長 坂田 一幸 上下水道部営業課長 柳田 尚美

## 〇出席事務局職員(2名)

議事係長 蝦名良平

書記 外 﨑 容 史

--- $\triangleleft$  $\triangleright$ ---

### 【午前10時00分 開会】

○委員長(野村太郎委員) これより、建設常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。 本定例会において、建設常任委員会に付託されました案件は議案1件であります。

#### 議案第57号 弘前市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

○委員長(野村太郎委員) 議案第57号弘前市水道事業給水条例の一部を改正する条例案を審査に 供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。上下水道部長。

**〇上下水道部長(坂田一幸**) 議案第57号弘前市水道事業給水条例の一部を改正する条例案につい て御説明申し上げます。

本議案は、水道法施行令の一部改正の施行に伴い、関係規定を整理するなど、所要の改正をし ようとするものであります。

水道事業に係る歳入について、私債権・公債権の区分を整理するとともに、法令等の改正によ り引用条項の相違を修正する内容となっております。

議案に記載のとおり、修正箇所は第37条の4、第38条、第40条でありますが、これらについて 御説明いたしますので、資料1、弘前市水道事業給水条例の新旧対照表を御覧ください。

初めに、条例第37条の4、ここでは「加入金又は」を削除し、「これらに」を「これに」に改め るというものであります。

第37条の4は滞納処分に係る規定であり、ここに規定される加入金は、直ちに強制徴収できる 公債権に分類されるものと考えられます。しかし、水道事業には、これに当たる加入金は存在し ないため、今回削除したいと考えております。

なお、水道事業の歳入には、新規水道加入などの際に納入していただいている加入金がございますが、水道料金と同様、私債権に分類されるものであり、当該条項の対象とはならないものであります。

次に、第38条の括弧書きの箇所でありますが、「前条第2項本文中の督促手数料及び延滞金を除く」を、改正文「第37条の2本文に定める督促手数料及び第37条の3第1項本文に定める延滞金を除く」に改めるというもので、対象となる歳入を明確にしようとするものです。

続きまして第40条になりますが、同条中「第5条」を「第6条」に改めるというものです。 資料2、水道法施行令の新旧対象表を御覧ください。

従来、給水装置の構造及び材質の基準が水道法施行令第5条に規定されておりましたが、同施行令の改正により、第4条に、民間水道事業者における給水人口の基準が追加されたことにより、旧施行令第4条から第9条まで1条ずつ繰り下げられるなどしたことによるものです。

給水装置の基準そのものに内容の変更はございませんが、引用条項を修正するため、今回改正 を行おうとするものです。

説明は以上であります。

- ○委員長(野村太郎委員) 本案に対し、御質疑ございませんか。
- ○16番(小田桐慶二委員) 今、説明を聞いたのですが、勉強不足でよく分からないのですが。 公債権と私債権の区分を整理するというのが主目的なわけであり、あとは条項整理ということ なのでしょうが、この公債権と私債権の区分をもう少し説明していただいて、それから、この第 37条の4で、「加入金又は」というのを削除しているのです。そことの関係を、ちょっと分かりや すく説明していただければと。
- **〇上下水道部営業課長(柳田尚美)** もともと水道料金などにつきましても、公債権という扱いでずっと取り扱われていたものが、平成13年頃から裁判になるようになりまして、平成15年、最高裁によりまして、水道料金は普通の契約によって行われる、例えば電気だとか、そういったものと同じ扱いである、だから自治法に定めるものだからといって、それをわざわざ分ける必要はないというふうな扱いをされました。それによりまして、従来、公債権とされていたのを、水道料金を今抜き出して、これを私債権として扱うものですという扱いになっております。

それで、ここで加入金と書かれておりますのは、実は、これは自治法第231条の3に定める――ここに公金の規定があるのですけれども、ここの中で言われる加入金というのがちょっと特別でありまして、例えば、市町村、市制が始まる前から、例えば、集落でやっているため池ですとか、下草刈りとか、そういった権利について特別に認められていた旧来の慣例によって定められていたもの、そういう事業について後から同じように権利を使いたいという場合に、議会の承認を得て使う場合に加入金というものを賦課できるということになっているのですけれども、これは、その旧来の慣習によって使われるものに限定されているという考え方がございまして、その上で、これはいわゆる公債権に当たるものなのですけれども、水道の加入金、契約して使う際に、メーターをつける際に頂いている加入金ございますけれども、これは同じ加入金であっても、やはり水道事業の契約に基づくものなので、これは私債権に扱われるというものです。

○委員長(野村太郎委員) ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(野村太郎委員) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。 討論に入ります。 本案に対し、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇委員長(野村太郎委員)** 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。 採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(野村太郎委員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。 以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。 よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時08分 散会】